２０１７年　１月２０日

大阪府財務部税務局長

　　　　　松井　聡　様

大阪府職員労働組合府税支部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支部長　山崎峰人

支 部 要 求 書

府税事務所で働く職員の労働条件の向上、働きやすい職場づくりのため、府税支部第

１３回定期大会の決定に基づき、下記のことを速やかに実現することを要求する。

記

１．従来からの労使慣行は遵守すること。

２．労働条件に関わる通達などの改正にあたっては、支部と事前協議を行い、一方的な実施は行わないこと。

３．勤務時間条例を拘束８時間に改正すること。また、休息時間をただちに復活させること。本庁職場の超過勤務を縮減すること。

時短の効果が生かせるように、時差出勤による変則勤務を止め、全員が一斉に出勤・退勤できるようにすること。また、保育特休を復活させること。

４．情勢適応原則に反して９千円もの賃下げを勧告した不当な大阪府人事委員会勧告は断じて容認できるものではない。４年にわたり府人事委員会勧告を無視した府当局の賃金引下げを中止し、抜本的な賃金改善を行うこと。

５．労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。

６．「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できる賃金体系への改善を行うこと。

７．年金支給開始時期の繰り延べを踏まえ、再任用職員の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。

①互助会加入など、福利厚生を常勤職員と平等取扱いとすること。

②再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

③週休日に勤務を命ずる場合、現在通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。

８．税務手当は、税務職俸給表との格差是正という税務手当本来の趣旨に基づき、改悪提案を撤回するとともに、全税務職員に対する税務職俸給表の適用もしくは調整額へ移行すること。

９．「税収確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。

10．「府有財産の活用」により、府税職場が影響を受ける場合等は、職場環境に関わる問題であることから、一方的に行わず、充分な協議を行うこと。

府民センタービルは、地域防災拠点としての役割を果たすことが重要である。その老朽化は労働安全衛生にも影響を与えることから、必要な改修を行うこと。

11．公正・公平な税務行政の確立と安定した業務遂行のためには、納税者の権利と利便性を保障すること、一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上が重要である。また、再編後の業務実態を検証し、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行うべきである。さらに、府当局が「働き方改革」と称して企図する「時間外勤務実績に着目した人員配置」は、業務量に見合う人員措置という当然の責務を放棄して時間外労働を当然視するとともに、毎年の人員減の中でも様々な努力により時間外勤務の縮減に努力してきた税務職場にさらなる労働強化と人員削減を強いるものであり、断じて容認できないものである。納税者に対する正確な対応と業務執行を保障し、それによる労働条件の改善のため、定数増をはじめとする適切な措置をとること。

①　全ての税務職場で均一な労働条件を保障すること。

②　自動車税全件引継ぎによる件数増による勤務条件悪化に対し、適切な措置を行うこと。

③　本年の人事委員会勧告において、府人事委員会は時間外勤務の増加に対し、「もはや放置することは許されず、早急な対応が求められる。」と言及しているところである。それらの趣旨を踏まえ、税務職場においても適切な対応を行うこと。勤務時間の割り振りを業務の都合で変更を可能とし、超過勤務手当の支払いを逃れながら、職員の健康と労働時間の適正管理を困難にする「柔軟な勤務時間の設定」は行わないこと。

④　「育児短時間勤務制度」「高齢者短時間勤務制度」については、本人の選択性を保障し、他の職員の過重負担を招かないよう、代替要員に正規職員を配置する等の適切な措置をとること。

⑤　産休・育休、及び欠員に対しては、勤務条件の悪化を来さないよう、正規職員を配置する等の適切な措置をとること。

⑥　職員の長時間通勤解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮をはかる観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

12．安全衛生委員会を月１回以上開催するよう事務所を指導すること。各所の安全衛生委員会の改善に関する決議については主管課が責任を持って措置すること。

13．労働安全衛生の観点から、事務所の机については、ＶＤＴ作業対応仕様に計画的に更新すること。ＶＤＴ特別健康診断の充実と全員受診体制を確立すること。

14．一方的に廃止した旅行雑費を復活すること。出張に伴う自己負担を発生させないこと。

15．健康管理のため、冷暖房の運用については、実態に即して弾力的運転を行うこと。また、老朽化した空調については更新すること。

16．交通事故等の災害防止の観点から、庁用自動車については必要に応じて更新すること。また、保守・点検に必要な予算を確保し、バックモニター等の安全装置を装着する等の改善を行うこと。

17．府職労単組要求や府職労女性部要求、府労組連要求などの実現のため税務局として努力すること。分会要求について、誠意を持って実現すること。

要望事項

１．職員基本条例、労使関係条例、政治活動規制条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織とすること。

２．大阪府が「民間開放」を口実に、低賃金を前提に非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善を行うこと。

３．現在の人事評価制度は、本府人事委員会勧告においても「活躍が期待される数多くの職員に不安感を与えかねない状況は、組織の活力の維持、向上の観点から、看過し得るものではない。」とされている。相対評価をただちに中止するとともに、人事評価制度の抜本的な見直しを行うこと。

４．強権徴収につながる数値目標の設定は行わず、課税・納税相談をはじめ、納税者の権利を保障する人員・体制を確保すること。

５．コールセンターの民間委託は中止すること。とりわけ催告業務は事実上の公権力行使であり、直ちに中止するとともに、夜間・休日催告を中止すること。

個人情報保護、納税者サービス向上のため、総合窓口受付業務、賦課データー読取・作成業務については民間委託を前提とせず、根本的に見直すこと。

６．税務情報システムについては、タイムアウト時間の延長をはじめ、現場の要求に基づいた改善を行うこと。

７．府民・納税者の利便性を考慮し、他の府税事務所同様、中央税事務所の駐車料は無料とすること

８．庁舎敷地内に、来庁者も利用できる喫煙所を確保し、路上喫煙・受動喫煙を防止すること。

９．電話機をナンバーディスプレイ対応とするなど、業務に必要な環境整備をおこなうこと。また、備品等については、業務に支障のないよう配置すること。

１０．来庁者の利便に資するため、全事務所にエレベーターを設置すること。